

○浜松市屋外広告物条例の規定による区域等の指定

平成17年7月1日

浜松市告示第352号

浜松市屋外広告物条例(平成17年浜松市条例第153号。以下「条例」という。)第3条第5号、第7号から第9号まで及び第11号、第5条第2号から第4号まで並びに第6条第1項第4号による区域等を次のとおり指定し、平成17年7月1日から施行する。

1 条例第3条第5号に規定する区域

- (1) 鹿島神社(西区呉松町3585の6から3585の9まで、3585の18及び3585の21から3585の24まで)
- (2) 舘山(西区舘山寺町2232の1及び2232の3)
- (3) 須倍神社(北区都田町6283の1、6283の3、6283の4及び6283の9)

2 条例第3条第7号アかっこ書に規定する区域

高速自動車国道第一東海自動車道三方原パーキングエリアの区域

3 条例第3条第7号イかっこ書に規定する区域

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線浜松サービスエリアの区域

4 条例第3条第8号及び第9号に規定する区域等

(1) 道路

	路線名	指定する区間	指定する区域	区域の特例
1	高速自動車国道第一東海自動車道(東名高速道路)	\	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域(以下「近隣商業地域及び商業地域」という。)の区域を除く。
2	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(新東名高速道路)	\	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
3	一般国道474号(三遠南信自動車道)	北区引佐町東黒田の高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(新東名高速道路)と接続する地	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	

		点から愛知県との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)		
4	一般国道1号浜名バイパス	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の区域	
5	一般国道301号	北区三ヶ日町三ヶ日の一般国道362号との西天王町交差点から湖西市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
6	一般国道362号	北区三ヶ日町三ヶ日の一般国道301号との西天王町交差点から北区細江町気賀の県道細江舞阪線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
7	県道細江舞阪線	西区和地町の東名高速道路と交差する地点から西区馬郡町の一般国道1号浜名バイパスとの交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
8	県道引佐館山寺線	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
9	県道館山寺弁天島線	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
10	県道瀬戸佐久米線	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範	

			圏内の区域	
11	一般自動車道浜名湖 レークサイドウェイ	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	
12	村楡館山寺道路	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。

(2) 鉄道

	路線名	指定する区間	指定する区域	区域の特例
1	東海道新幹線	＼	市内の全区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
2	東海道本線	市内の全区間	左記の指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
3	天竜浜名湖鉄道線	気賀駅から湖西市との境界までの区間 (トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。

5 条例第5条第2号及び第3号に規定する区域等

(1) 道路

	路線名	指定する区間	指定する区域	区域の特例
1	高速自動車国道第一 東海自動車道(東名 高速道路)	＼	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の区域	都市計画法第2章の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)の区域を除く。
2	高速自動車国道第二 東海自動車道横浜 古屋線(新東名高速	＼	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)の道路から1,000	用途地域の区域を除く。

	道路)		メートルの等距離線の範囲内の区域	
3	一般国道474号(三遠南信自動車道)	北区引佐町東黒田の高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線(新東名高速道路)と接続する地点から愛知県との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
4	一般国道1号	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
5	一般国道1号浜名バイパス	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
6	一般国道150号	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
7	一般国道150号バイパス	市内の全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
8	一般国道152号	(1) 中区上島七丁目の馬込大橋から天竜区水窪町奥領家の大原橋までの区間(トンネルの区間を除く。) (2) 磐田市との境界から浜北区中瀬の市道浜北芝本駅天竜川線との交差点までの	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。

		区間		
9	一般国道257号	北区引佐町井伊谷の 県道新城引佐線との 交差点から愛知県と の境界までの区間 (トンネルの区間を 除く。)	左記の指定する区間 の道路から500メー トルの等距離線の範 囲内の区域	用途地域の区域を除 く。
10	一般国道257号バイ パス	北区初生町の県道磐 田細江線との交差点 から北区東三方町の 県道浜松環状線との 交差点までの区間	左記の指定する区間 の道路から500メー トルの等距離線の範 囲内の区域	用途地域の区域を除 く。
11	一般国道473号	愛知県との境界から 天竜区佐久間町大井 の大井橋の一般国道 152号との交差点ま での区間(トンネル の区間を除く。)	左記の指定する区間 の道路から500メー トルの等距離線の範 囲内の区域	
12	県道天竜浜松線	天竜区二俣町鹿島の 一般国道152号との 交差点から東区市野 町の市野橋までの区 間	左記の指定する区間 の道路から500メー トルの等距離線の範 囲内の区域	用途地域の区域を除 く。
13	県道飯田富山佐久間 線	全区間(トンネルの 区間を除く。)	左記の指定する区間 の道路から500メー トルの等距離線の範 囲内の区域	
14	県道細江舞阪線	北区細江町気賀の県 道引佐笹山寺線との 交差点から西区和地 町の東名高速道路と 交差する地点までの 区間	左記の指定する区間 の道路から500メー トルの等距離線の範 囲内の区域	用途地域の区域を除 く。
15	県道小松笠井線	浜北区内野の市道浜	左記の指定する区間	用途地域の区域を除
16	市道浜北寺島内野線	北内野宮口線との交 差点から浜北区寺島	の道路から500メー トルの等距離線の範	く。

		の市道浜北寺島横須賀2号線との交差点までの区間	圏内の区域	
17	県道浜北袋井線	浜北区新原の一般国道152号との交差点から磐田市との境界までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
18	県道浜松環状線	西区坪井町の一般国道1号浜名バイパスとの交差点から東区北島町の一般国道1号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
19	県道舘山寺鹿谷線	中区富塚町の市道上島柏原線との交差点から西区舘山寺町の村櫛舘山寺道路と交差する地点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	
20	市道東三方都田線	北区東三方町の県道浜松環状線との交差点から北区新都田一丁目の一般国道362号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
21	市道上島柏原線	中区富塚町の県道舘山寺鹿谷線との交差点から西区篠原町の一般国道1号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
22	市道浜北貴布祢東原線	浜北区小林1459地先から浜北区新原の一般国道152号の新原東原北交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。

(2) 鉄道

	路線名	指定する区間	指定する区域	区域の特例
1	東海道新幹線	\	市内の全区間の鉄道から1,000メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
2	東海道本線	市内の全区間	左記の指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
3	飯田線	市内の全区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の区域	

6 条例第3条第11号に規定する区域

	名称	指定する区域	区域の特例
1	佐鳴湖	全区域の湖岸から200メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。
2	浜名湖	市内の全区域の湖岸から200メートルの等距離線の範囲内の区域	近隣商業地域及び商業地域の区域を除く。

7 条例第5条第4号に規定する区域

	名称	指定する区域	区域の特例
1	佐鳴湖	全区域の湖岸から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
2	浜名湖	市内の全区域の湖岸から500メートルの等距離線の範囲内の区域	用途地域の区域を除く。
3	天竜川	鹿島橋から長野県との境界までの区間及びこの区間の両岸からそれぞれ200メートルの等距離線の範	用途地域の区域を除く。

		圏内の区域	
--	--	-------	--

8 条例第6条第1項第4号に規定する物件

信号機、照明塔、防犯灯、遊戯施設、樹名板、花壇、ベンチ、カーブミラー、公衆用ごみ容器、公衆用すいがら容器及びフラワーポット

前 文(平成18年12月15日浜松市告示第752号抄)
平成19年3月3日から施行する。

前 文(抄)(平成18年12月15日浜松市告示第753号)
平成19年4月1日から施行する。

前 文(平成20年5月19日浜松市告示第234号抄)
平成20年6月1日から施行する。

前 文(抄)(平成22年2月23日浜松市告示第110号)
平成22年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成22年10月4日浜松市告示第551号)
平成22年11月1日から施行する。

前 文(抄)(平成23年6月29日浜松市告示第393号)
平成23年10月1日から施行する。